

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業
要求水準書（案）

令和２年２月

岡崎市

【 目 次 】

第 1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 公共施設等の種類	1
3 敷地等概要	2
4 事業期間	3
5 事業スケジュール	3
6 事業の業務内容	3
7 適用法令・基準	5
8 秘密の保持	8
9 業務の監視	9
10 事業期間終了時の水準	9
11 本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築	9
12 付保する保険	9
第 2 関連公共整備業務・宅地造成業務の要求水準	13
1 関連公共整備業務・宅地造成業務の概要	13
2 関連公共整備業務・宅地造成業務に係る技術的要件	14
3 調査業務の実施	27
4 設計業務の実施	27
5 施工業務	30
第 3 維持管理業務の要求水準	33
1 維持管理業務の概要	33
2 維持管理業務に係わる技術的要件	33
3 維持管理の巡回	34
4 維持管理計画書の作成	35
5 中間報告書の作成	35
6 年間報告書の作成及び現地検査	36
7 維持管理業務完了時の措置	36
第 4 企業誘致支援業務の要求水準	37
1 業務概要	37
2 宣伝資料の作成	37
3 企業誘致支援業務完了時の措置	38

添付資料

- 1 事業位置図
- 2 事業区分図
- 3 現況平面図
- 4 地質調査データ
- 5 弾性波探査に基づく想定土軟硬断面図
- 6 現況流域図
- 7 周辺インフラ現況図（上水道）
- 8 基本設計における土地利用計画図（参考）

※要求水準の添付資料のほか、実施方針に規定する貸与資料の貸与を行う。

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書は、市が事業者の募集及び選定をするにあたり、応募者を対象に公表する「募集要項」と一体のものとして、本事業において事業者が実施する業務に関して、市が要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

応募者は、本要求水準書に示されるサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことが出来るものとするが、その際には本要求水準書において示される諸条件を必ず遵守し、その他の内容等においても十分留意して提案しなければならない。

以下に本要求水準書のコンセプトを示す。

本要求水準書のコンセプト

- (1) 工業団地の魅力を高める安全かつ快適な関連公共施設の整備
- (2) 事業用地を広く有効活用するとともに、市場ニーズを踏まえた早期・確実に売れる阿知和地区工業団地の造成
- (3) (仮称) 岡崎阿知和スマート I C の供用を見据えた工期内の確実な引渡し

なお、本要求水準書において使用する用語は実施方針の例によるものとし、引用する法令等の法令番号等は「7 適用法令・基準」において示すものとする。

2 公共施設等の種類

(1) 関連公共施設

ア 阿知和地区工業団地 関連施設

- a 場内道路（道路排水、道路附属施設、道路安全施設等を含む。）
- b 水道施設（水道管等）

イ 周辺アクセス道路等

- a 北アクセス道路
- b 東名高速道路跨道橋（井ノ口橋の架け替え及び西阿知和橋の撤去）

(2) 宅地造成施設

阿知和地区工業団地

- ・開発区域内のビオトープ及びスマート I C の粗造成を含む。
- ・開発区域内の調整池及び水路、開発区域外の流末水路等の整備を含む。
- ・造成にあたっては、近隣の造成協力地（添付資料 2 に示される①ー 2）を活用する。

3 敷地等概要

(1) 所在地

岡崎市東阿知和町、西阿知和町及び真福寺町地内

(2) 事業規模（主なもの）

- a 阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 66ha
- b 北アクセス道路 L=約 0.72km
- c 井ノ口橋の架け替え
 - ・撤去(PC ラーメン橋) 橋長 L=約 42m
 - ・新設(鋼単純少数主桁橋(合成床板)) 橋長 L=約 43m
- d 西阿知和橋の撤去(PC ラーメン橋) 橋長 L=約 42m

(3) 土地利用規制

開発に係る規制法	個別法に係る地区・区域	対象区域
都市計画法	市街化調整区域 ※市街化区域へ編入し、工業専用地域とするとともに地区計画を決定する予定	全域
森林法	地域森林計画対象民有林	山林部全域
	保安林	1 筆 (3, 130m ²) 非改変緑地を予定
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域 ※解除予定	21. 3ha
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	計画地西側
砂防法	砂防指定地	全域
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	全域

(4) インフラ状況等

種 別	概 況
道 路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線、県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定
上水道	計画地南部：橋梁部 SUS φ 50、一般部：PE φ 50
下水道	下水道は整備されていない。
農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。パイプラインはない。
工業用水	近傍に工業用水はない。

4 事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和10年3月末までの期間（7年3ヶ月）とする。

5 事業スケジュール

令和7年3月末の施設の引渡しを想定し、次の事業スケジュールを予定する。

事業契約の仮契約締結	令和2年11月
事業契約の本契約締結	令和2年12月
関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）	令和2年12月～令和7年3月末
施設の引渡し	令和7年3月末
維持管理業務	令和7年4月～令和10年3月末
企業誘致支援業務	令和2年12月～令和10年3月末
事業終了	令和10年3月末

6 事業の業務内容

本事業における役割分担及び事業者が実施する業務の概要を以下に示す。

(1) 本事業における役割分担

業務	段階	項目	市	事業者
関連公共 整備業務 ・ 宅地 造成業務	調査・ 設計段階	用地取得	○	
		埋蔵文化財発掘調査	○※1	
		環境影響評価（事前）	○	
		水文調査（事前）	○※1	
		その他調査（測量・地質等）	○	△※2
		詳細設計（北アクセス道路、 東名高速道路跨道橋、スマー ト I C 予定地）	○	
		詳細設計（上記以外）		○
		許認可の取得	○	
		許認可の取得に係る 協議用資料の作成		○
	施工段階	環境影響調査（工事中）	△※3	○※3
		水文調査（工事中）	○	
		埋蔵文化財発掘調査（工事中）	○	
		工事		○
		確定測量等	○	
		登記事務	○	
維持管理 業務	維持管理 段階	維持管理		○
企業誘致 支援業務	企業誘致 支援段階	企業誘致支援	○	○

※1 埋蔵文化財発掘調査は令和2～4年度、水文調査（事前）は令和2年度に実施予定。

※2 必要に応じ、事業者が追加の調査を行う。

※3 大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動に関する調査は事業者が、猛禽類調査及び水文調査は市が、それぞれ行う。

(2) 事業者が実施する業務の概要

ア 関連公共整備業務

関連公共整備業務は、第 1. 2. (1) に示す関連公共施設の整備に関する調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、北アクセス道路、東名高速道路跨道橋については、施工業務のみを行うものとする。また、調査、設計、施工業務は宅地造成業務と一体的に行う。

イ 宅地造成業務

宅地造成業務は、第 1. 2. (2) に示す宅地造成施設の整備に関する調査、設計、施工業務を行うものである。なお、宅地造成業務は、関係者会議における意見を反映して行う。

【調査、設計及び施工の各業務の主な内容】

- ・調査業務は、本施設の設計・施工に必要な測量及び、地質調査等を行う。
- ・設計業務は、本施設の詳細設計及び、許認可の取得に係る協議用資料の作成等を行う。
- ・施工業務とは、本施設の整備及び、完成図の作成等を行う。

ウ 維持管理業務

維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引渡した後、分譲中の区画（土地売買契約の締結が完了した区画は除く。）、道路、排水路、法面（道路法面又は緑地）、調整池等の維持管理を 3 年間行うものである。

エ 企業誘致支援業務

企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームページ開設等の立地企業の誘致に係る支援を行うものである。進出予定企業及びその他の企業の募集、売買契約の締結については、市が実施する。

なお、進出予定企業の募集が不調となった場合には、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。業務内容の詳細は、市と事業者が協議のうえ決定する。

オ その他一般的事項

(7) 協議・許認可の取得

本事業においては、以下の協議及び許認可の取得（以下「許認可の取得等」という。）を予定する。許認可の取得等は基本的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成を行う。

- ・都市計画法に基づく、開発許可申請
- ・森林法に基づく、連絡調整（林地開発協議）及び伐採に係る届出書の提出
- ・砂防法に基づく、砂防指定地内行為に係る協議
- ・土壌汚染対策法に基づく、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の提出
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく、過去の特有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書の提出
- ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく、大規模行為の通知
- ・流末排水に係る河川管理者との協議及び矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議
- ・水道事業管理者との協議
- ・道路計画に係る道路管理者との協議、道路標識の設置に係る協議や交差点協議等の公安協議
- ・橋梁架け替え工に係る中日本高速道路株式会社等との協議
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に係る建築行為等の景観協議
- ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等
- ・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得

(4) 登記事務・確定測量【別途、追加変更を予定】

最終的な確定測量は、事業者が実施することを予定するが、基準点の設置等を国費による補助を受けて行うために別途契約をするものとする。

本事業に係る土地の地目変更、分筆及び合筆等の登記事務は、市が行う。

7 適用法令・基準

本事業の遂行にあたっては、各業務の内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜適用すること。

また、本要求水準書の記載の有無に関わらず、本事業に必要な法規制については遵守すること。適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守すること。なお、各基準で定める事項に相違がある場合や、追加変更にあたり新たな基準の適用が必要となった場合等は、市と事業者が協議して定めるものとする。

(1) 法令等

- ①民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- ②都市計画法（昭和43年法律第100号）

- ③建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ④消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑤駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ⑥文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ⑦水道法（昭和32年法律第177号）
- ⑧砂防法（明治30年法律第29号）
- ⑨電波法（昭和25年法律第131号）
- ⑩森林法（昭和26年法律第249号）
- ⑪下水道法（昭和33年法律第79号）
- ⑫電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ⑬ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ⑭道路法（昭和27年法律第180号）
- ⑮道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ⑯騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ⑰振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ⑱高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑲労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑳エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ㉑建設業法（昭和24年法律第100号）
- ㉒建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ㉓宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ㉔土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ㉕水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ㉖景観法（平成16年法律第110号）
- ㉗大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ㉘悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ㉙浄化槽法（昭和58年法律第87号）
- ㊱廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ㊲地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ㊳愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）
- ㊴県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）
- ㊵人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）
- ㊶愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）
- ㊷岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号）
- ㊸岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例

(平成29年岡崎市条例第18号)

- ③⑧岡崎市環境基本条例（平成17年岡崎市条例第139号）
- ③⑨岡崎市建築基準法施行細則（昭和56年岡崎市規則第41号）
- ④⑩岡崎市都市計画法施行細則（平成15年岡崎市規則第19号）
- ④⑪岡崎市生活環境保全条例（平成18年岡崎市条例第19号）
- ④⑫岡崎市生活環境等影響調査条例（平成12年岡崎市条例第36号）
- ④⑬岡崎市自然環境保全条例（平成20年岡崎市条例第22号）
- ④⑭岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号）
- ④⑮岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第76号）
- ④⑯岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成28年岡崎市条例第63号）

(2) 設計基準、仕様書等

- ①設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）
- ②土木工事標準仕様書（愛知県建設部）
- ③公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ④公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑤公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑥道路構造令の解説と運用（公益社団法人日本道路協会）
- ⑦道路土工要綱（公益社団法人日本道路協会）
- ⑧道路土工 盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ⑨道路土工 擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ⑩舗装設計・施工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ⑪舗装設計便覧（公益社団法人日本道路協会）
- ⑫舗装施工便覧（公益社団法人日本道路協会）
- ⑬防護柵の設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ⑭視線誘導標設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ⑮道路照明施設設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ⑯水道施設設計指針（公益社団法人日本道路協会）
- ⑰道路橋示方書・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ⑱道路土工構造物点検必携（公益社団法人日本道路協会）
- ⑲路面標示設置マニュアル（一般社団法人交通工学研究会）
- ⑳水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）
- ㉑水道維持管理指針（公益社団法人日本水道協会）
- ㉒公共測量 作業規程の準則 解説と運用（公益社団法人日本測量協会）
- ㉓道路設計要領（国土交通省中部地方整備局道路部）

- ②④道路デザイン指針（案）（国土交通省道路局）
- ②⑤景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（国土交通省道路局）
- ②⑥河川景観ガイドライン（国土交通省河川局）
- ②⑦砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省砂防部）
- ②⑧景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（国土交通省都市・地域整備局）
- ②⑨公共事業における色彩・デザイン指針（国土交通省中部地方整備局）
- ③⑩都市計画法開発許可の実務の手引（愛知県建設部建築局建築指導課監修）
- ③⑪道路構造の手引き（愛知県建設部）
- ③⑫砂防指定地内行為技術審査基準（愛知県建設部）
- ③⑬愛知県公共事業景観整備指針（案）（愛知県建設部）
- ③⑭大規模行為届出の手引き（愛知県環境部）
- ③⑮愛知県林地開発審査基準（愛知県農林水産部）
- ③⑯宅地許可申請の手引（愛知県農林水産部）
- ③⑰土地開発行為に関する指導基準（愛知県振興部）
- ③⑱土地造成指針（愛知県企業庁）
- ③⑲岡崎市開発許可に適用される技術的基準（岡崎市建築部）
- ④⑩岡崎市水道事業給水装置工事設計施工指針（岡崎市上下水道局）
- ④⑪岡崎市水道局管布設工事ハンドブック（岡崎市上下水道局）
- ④⑫開発行為等の水道施設に係る承認工事に関する事務取扱要領（岡崎市上下水道局）
- ④⑬岡崎市道路構造物標準図（岡崎市土木建設部道路維持管理課監修）
- ④⑭岡崎市公共工事特記仕様書（岡崎市施設保全室）
- ④⑮岡崎市工事検査要領（岡崎市事業推進課工事検査係）
- ④⑯岡崎市公共測量作業規程（岡崎市）
- ④⑰設計要領 第二集 橋梁建設編（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）
- ④⑱設計要領 第二集 橋梁保全編（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）
- ④⑲構造物施工管理要領（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）
- ⑤⑩その他の関連要綱、各種基準等

8 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報を市の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本事業以外の目的には使用してはならない。

9 業務の監視

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

10 事業期間終了時の水準

事業者は、当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、本事業の終了時においても、本施設について要求水準を満たす良好な状態を保持していなければならない。

11 本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築

事業者は、設計段階では岡崎市土木設計業務等委託契約約款に規定される「管理技術者」及び「照査技術者」、施工段階では建設業法に規定される「現場代理人」、「主任技術者」及び「監理技術者」、国土交通省の土木工事共通仕様書に規定される「品質証明員」並びに安全衛生法に規定される「総括安全衛生責任者」に加えて、設計及び工事に係る品質管理、工程管理、安全管理等の総合的な管理を行うとともに、市及び進出予定企業との連絡・調整の窓口を担う「事業監理者」を設置すること。

事業者は、設計期間及び施工期間において事業監理者を配置するものとし、事業監理者の変更は原則として認めない。事業監理者と現場代理人等の他の役割との兼務はできるものとする。

なお、事業監理者は、関係者会議及び全ての打合せに出席しなければならない。

【事業者の設計・工事監理体制】

	事業 監理者	設 計		工 事			
		管理 技術者	照査 技術者	現場 代理人	主任技術者 監理技術者	品質 証明員	総括安全衛生 責任者
契約関係事務		○		○			
品質等の管理	☆		○		○	△	
工程等の管理	☆	○			○		
安全等の管理	☆						○
市及び進出予定 企業等との調整	○	△		△			
工事・設計者間 の調整	○	△			△		

凡例：○実施責任者、△補助責任者、☆事業監理（総合的な管理（指導、助言等））

12 付保する保険

本事業に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及び条件は次のとおりとする。ただし、次の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

(1) 関連公共整備業務及び宅地造成業務の履行に係る保険

関連公共整備業務及び宅地造成業務の履行に係る保険として、履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

なお、追加変更等に伴い、契約金額に変更を生じた場合などには、速やかに付保条件の変更の手続きをとること。

ア 履行保証保険

(7) 保険名称

履行保証保険

(1) 保険内容

事業者又は設計業務を行う構成員及び施工業務を行う構成員の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が市に支払うべき違約金を担保する。

ただし、契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を履行保証保険以外の方法により行う場合には、履行保証保険の付保の必要はない。詳細については、事業契約書（案）に規定する。

(7) 付保条件

- a 保険の契約期間は、事業契約の締結日から工事の完了日までとする。
- b 保険の契約者は、事業者又は設計業務を行う構成員及び施工業務を行う構成員とし市を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- c 保険（保証）金額は、関連公共整備業務費及び宅地造成業務費（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上とする。なお、事業者又は設計業務を行う構成員、施工業務を行う構成員のいずれによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

イ 土木工事保険

(7) 保険名称

土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(1) 保険内容・目的

工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。（一部に附属設備を含む場合も対象とする。）

(ウ) 付保条件

- a 担保範囲は、本施設の全てとする。
- b 保険期間は、工事期間の全期間とする。
- c 保険契約者は、事業者又は施工業務を行う構成員とする。
- d 被保険者は、市並びに事業者、施工業務を行う構成員及びその全ての下請負人等を含むものとする。
- e 保険金額は、本施設の工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- f 保険の契約日は、工事の着手日以前とする。
- g 水災、雪災害、地震、津波、噴火担保とする。

ウ 第三者賠償責任保険

(ア) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(イ) 保険内容

工事遂行に伴って発生した第三者（市及びその職員、道路利用者、地域住民等）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、土木工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(ウ) 付保条件

- a 担保範囲は、施工業務の業務範囲の全てとする。
- b 保険期間は、工事期間の全期間とする。
- c 保険契約者は、事業者又は施工業務を行う構成員とする。
- d 被保険者は、事業者、施工業務を行う構成員及びその全ての下請負人等を含むものとする。
- e 事業者、施工業務を行う構成員及びその全ての下請負人等を含む被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- f 保険の契約日は、工事の着手日以前とする。

(2) 維持管理業務の履行に係る保険

維持管理業務の履行にかかる保険として、第三者賠償責任保険を付保する。

ア 第三者賠償責任保険

(ア) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(イ) 保険内容

維持管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

(ウ) 付保条件

- a 担保範囲は、維持管理業務の業務範囲の全てとする。
- b 保険期間は、維持管理期間の全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件としてもよい。
- c 保険契約者は、事業者又は維持管理業務を行う構成員とする。
- d 被保険者は、事業者、維持管理業務を行う構成員及びその全ての下請負人等とする。
- e 事業者、維持管理業務を行う構成員及びその全ての下請負人等を含む被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- f 保険の契約日は、維持管理業務の開始日以前とする。

第2 関連公共整備業務・宅地造成業務の要求水準

本要求水準は、関連公共整備業務及び宅地造成業務を実施するにあたり考慮すべき最低限の内容を示すものである。したがって、記載する要求水準以外で業務を実施する上で必要と思われるものについては、事業者が検討し提案すること。

1 関連公共整備業務・宅地造成業務の概要

関連公共整備業務及び宅地造成業務は、本施設の整備のため、調査・設計・施工を行うものである。関連公共整備業務及び宅地造成業務の工種別の分類は、以下を原則として、必要に応じ、適宜、工種の追加・細分化を行うこと。

なお、市は本事業の一部について国庫補助を受けることを想定しており、事業者は必要に応じて市の指示する工種ごとに数量及び事業費のとりまとめを行うこと。

【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】

業 務	工 種
関連公共整備業務	(阿知和地区工業団地 関連施設)
	① 場内道路工
	ア 道路舗装工
	イ 道路排水工
	ウ 道路付属施設工
	エ 道路安全施設工
	② 水道施設工
	(周辺アクセス道路等)
	③ 北アクセス道路工
宅地造成業務	④ 橋梁架け替え工
	⑤ 準備工
	⑥ 土工
	⑦ 擁壁工
	⑧ 法面工
	⑨ 法面排水工
	⑩ 雨水排水暗渠工
	⑪ 事業排水暗渠工
	⑫ 調整池工
	⑬ 流末水路工
	⑭ 植栽工
	⑮ 仮設防災工

2 関連公共整備業務・宅地造成業務に係る技術的要件

関連公共整備業務及び宅地造成業務における技術的要件を以下に示す。

(1) 基本的な要件

ア 分譲区画の規模・形状等

- ① 阿知和地区工業団地における全体の企業用地（有効地）を広く確保できるよう計画すること。
- ② 進出予定企業のための分譲区画を確保すること。なお、進出予定企業の区画の規模・形状等の詳細については、業務を実施するうえで進出予定企業の意向を踏まえたものとし、猛禽類の餌場となるビオトープ約 1 ha の配置についても調整すること。
- ③ 進出予定企業以外の方譲区画については、早期に確実に立地企業の誘致を図るため、次の条件を踏まえて計画すること。
 - a 立地企業の市場ニーズを想定のうゑ、適正規模の敷地を確保すること。
 - b 一般的に区画形状は整形地が好まれることから、不整形な区画を極力少なくすること。また、区画には原則として段差や極端な勾配を設けないこと。
 - c 分譲区画への進入口は、大型車両等が通行しやすいよう取付位置、勾配等に留意すること。
 - d その他、分譲しやすい区画とするため、市と協議のうゑ計画すること。

イ 道路全般

本事業の対象とする道路の区分及び基準等を次に示す。

【本事業の対象とする道路の区分（○：対象、—：対象外）】

道路名	詳細設計	施工
場内道路（工業団地内の道路）	○	○
北アクセス道路	—	○
南アクセス道路	—	—※1
西アクセス道路（岡崎阿知和スマートインター線）	—	—
（仮称）岡崎阿知和スマート I C	—	—※2

※1 本事業で活用する土砂の受入れを行う。

※2 本事業の造成協力地として、土砂を採取する施工を行う。

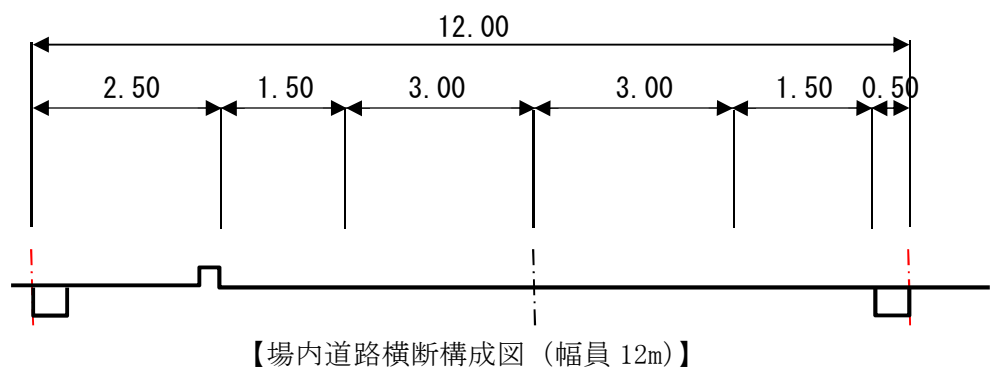
- ① 道路計画にあたっては、周辺交通状況を考慮のうゑ渋滞を緩和する対策を講ずること。

（※渋滞とは、交通情報の提供に関する指針（平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号）に規定される、自動車の旅行速度が時速 10km 以下で交通が滞っている状態をいう。）なお、周辺道路の交通状況については、「平成 30 年度（仮称）

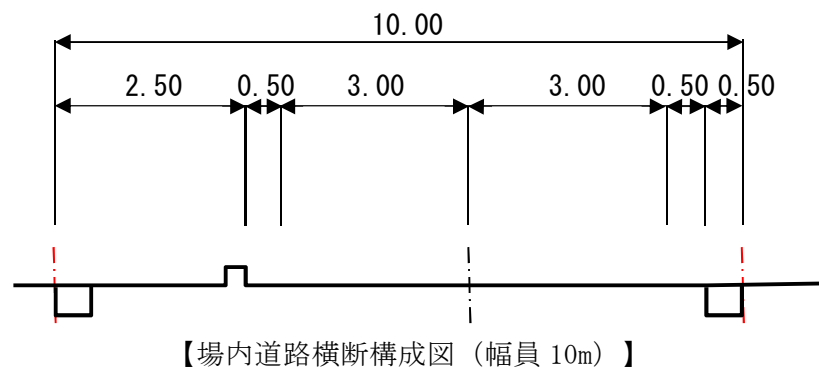
岡崎阿知和スマートインターチェンジ準備段階調査検討業務 報告書」等を参照すること。

- ② 道路計画にあたっては、道路法及び該当する土地利用規制により、次の技術基準等に基づき計画すること。
- a 道路構造令の解説と運用（公益社団法人日本道路協会）
 - b 岡崎市道路構造物標準図（岡崎市土木建設部道路維持管理課監修）
 - c 岡崎市開発許可に適用される技術的基準（岡崎市建築部）
- ③ 場内道路は、各分譲区画へ進入しやすい道路計画とするとともに、市と十分に協議のうえ、北アクセス道路、南アクセス道路、西アクセス道路及び（仮称）岡崎阿知和スマートＩＣの計画（取付位置、計画高等）との整合を図ること。
- ④ 場内道路のうち、（仮称）岡崎阿知和スマートＩＣ上り線入口交差点～井之口橋までの区間は別途、市が詳細設計を行う予定とする。事業者は、詳細設計で作成した設計図書に基づき、施工を行うこと。
- ⑤ 参考として、「平成 30 年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」における場内道路の標準横断構成図を以下に示す。

- a 場内道路のうち、北アクセス道路・南アクセス道路を結ぶ道路



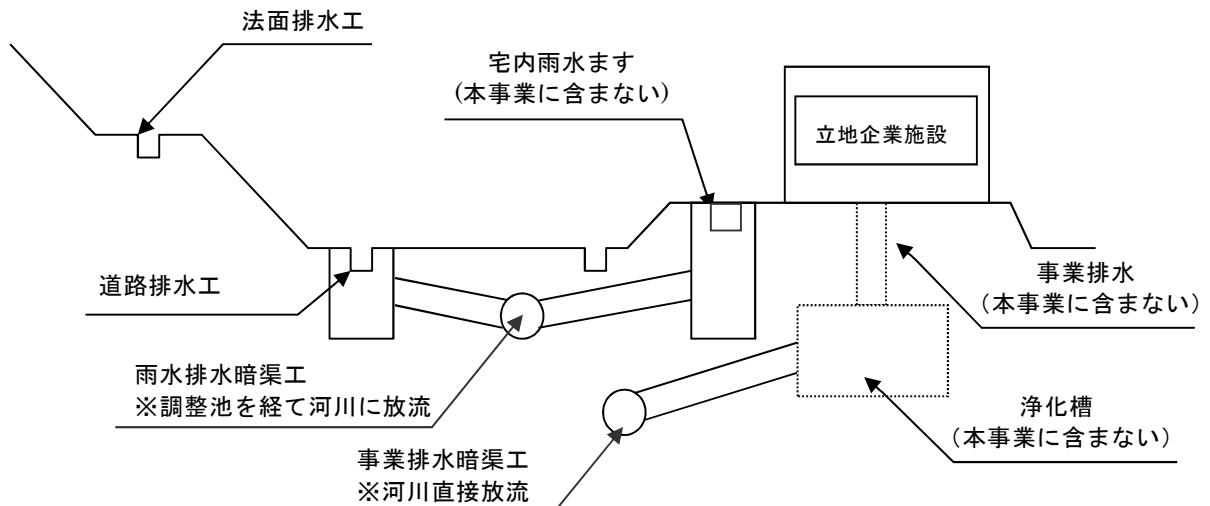
- b 上記以外の場内道路



ウ 排水施設全般

- ① 雨水排水計画は、自然流下による暗渠処理を原則とする。
- ② 分譲区画地内の宅内雨水ます、事業排水及び浄化槽は、本事業には含まない。

【(参考) 排水計画標準図】



- ③ 排水計画にあたっては、「都市計画法開発許可の実務の手引（愛知県建設部建築局 建築指導課監修）」及び「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例」に基づき計画すること。

エ 供給施設全般

電力、ガス、通信の各サービスについてはそれぞれ電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者により提供される予定であり、供給するための施設については各事業者により設置されるものであって、本事業には含まれない。ただし、設置のための調整は必要であり、応ずること。

オ 自然環境保全対策

- ① 過年度（平成 27 年～29 年）において実施された環境アセスメント（生活環境等影響調査）において、以下の動植物重要種が確認されている。植物類及び動物類（鳥類を除く）については移植を行うとともに、鳥類については餌場環境の代償措置（ビオトープ）の整備を行うものとする。

【環境アセスメントで確認された動植物重要種】

植 物 類	カワラナデシコ、ミズオトギリ、イチヤクソウ
動 物 類 (鳥類を除く)	アカハライモリ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、 トノサマガエル、ドジョウ、ホトケドジョウ、ヒメタイコウチ、 コガムシ、エゾコガムシ、カネコトタテグモ、キノボリタテグモ、 エビチャコモリグモ、ミカワギセル、ウメムラシタラガイ、タカキビ
鳥 類	サシバ（重要猛禽類）、ハチクマ

- ② 植物類及び動物類（鳥類を除く）の移植は、市が行う。ただし、施工中に事業者が重要種を発見した場合は、移植に協力するなど適切に対処すること。
- ③ ビオトープの整備は進出予定企業が行うため、進出予定企業の意向を確認のうえ、ビオトープの整備箇所を決め、粗造成を行うこと。なお、ビオトープは動植物の生息生育環境及び猛禽類の餌場環境の整備を目的とし、整備規模は約 1 ha とする。

(2) 工種別の要件

① 場内道路工

ア 道路舗装工

- a 舗装計画にあたっての交通量の区分は、「平成 30 年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ準備段階調査検討業務 報告書」における、将来交通量より、以下のとおり設定する。

【設計交通量の区分】

	計画交通量	大型車混入率	大型車交通量	交通量区分
花園工業団地～ 阿知和地区工業団地	7,130 台/日	14%	998 台/日	N 5 (B 交通)
阿知和地区工業団地～ おかざき農遊館	7,667 台/日	10%	767 台/日	N 5 (B 交通)

- b 舗装構成は、現場 C B R 試験を実施のうえ、市と協議し決定すること。
- c 歩道部の舗装は透水性舗装を採用すること。
- d 維持管理に配慮した計画とすること。

イ 道路排水工

- a 道路排水工は、計画道路の路面排水計画を行うこと。
- b 道路排水は雨水ますを経由して雨水暗渠排水路に接続させること。
- c 施工に際しては、計画縦断勾配を保持し、かつ材料ジョイント部からの漏水等が発生しないよう留意すること。
- d 使用材料については、通過交通等の活荷重による破損・劣化が発生しない材料を使用すること。

ウ 道路付属施設工

照明等の道路付属施設は、安全・景観及び防犯面における対策がなされた整備を行うこと。

エ 道路安全施設工

道路安全施設工は、区画線設置、防護柵設置、道路案内標識及び視線誘導等の整

備を行うこと。

(7) 区画線設置

- a 計画道路の区画線、レーンマーク等の路面標示を計画すること。
- b 区画線は、耐摩耗性、耐久性に優れたものとする。
- c 区画線の整備にあたっては、路面標示設置マニュアル（交通工学会）に準拠すること。

(イ) 防護柵設置

- a 通過車両の路外転落・歩道等への逸脱防止等が考慮された路外防護柵を整備すること。
- b 施工に際しては、維持管理の低廉性及び周辺環境との調和を考慮した選定を行い、準拠すべき諸基準を満足する種別を選定すること。
- c 防護柵の整備にあたっては、設置基準・同解説（日本道路協会）に準拠すること。

(ウ) 道路標識設置

- a 工業団地周辺の各アクセス道路からの主要な交差点における案内標識（114系標識）及び、工業団地内における警戒標識等を設置すること。
- b 道路標識の整備にあたっては、道路標識設置基準・同解説（日本道路協会）に準拠するとともに、公安協議等を踏まえた整備を行うこと。

(イ) 視線誘導設置

- a 車両運転者の視線を誘導するための施設を設置すること。
- b 視線誘導の設置にあたっては、視線誘導標設置基準・同解説（日本道路協会）に準拠すること。

② 水道施設工

水道施設工については、アからオまでに掲げる業務について、設計及び施工のそれぞれを担当する者に次の（7）及び（イ）の資格要件を設けるので、これを満たすことを設計又は施工に着手する前に確認を受けること。

(7) 設計をする者が満たすべき資格要件

- a 技術士（上下水道部門-上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者を配置すること。

- b 資格確認日において岡崎市入札参加資格者名簿のコンサルタントの上水道に登録されていること。
- c 資格確認日から過去5年間において、岡崎市上下水道局の発注する配水管布設設計業務又は配水管布設替設計業務を受注している者であること。

(イ) 施工をする者が満たすべき資格要件

- a 資格確認日において、岡崎市入札参加資格者名簿の建設工事の水道施設工事業に登録されていること。
- b 岡崎市の給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- c 資格確認日から過去3年間において、岡崎市上下水道局の発注する岡崎市工事成績評定の対象となる配水管布設工事又は配水管布設替工事を3本以上受注し、施工していること。
- d 資格確認日における水道施設工事の岡崎市総合評定値が760点以上であること。

ア 全体計画

- (ア) 水道施設は、水道法第5条の施設基準に基づき計画すること。
- (イ) 「令和元年度 阿知和地区工業団地配水施設基本計画策定業務 報告書」に基づき、維持管理を含めた経済性及び施工性を考慮した水道施設を計画し、上下水道局の承認を得ること。
- (ウ) 一日最大配水量は 1,200 m³/日とすること。ただし、進出企業の使用水量により、変更することがある。
- (エ) 配水方式は、自然流下とすること。
- (オ) 水道施設の耐震設計は、「水道施設耐震工法指針・解説(2009)」に基づくものとし、対象地震は南海トラフ地震過去地震最大モデルとする。施設重要度は、ランク A1 とすること。
- (カ) 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に配慮した施設とすること。
- (キ) ポンプ場、配水池、建築物、施設内管路並びに電気、通信及び機械設備を計画する場合は、更新に配慮した設計とし、施設更新計画案を作成すること。
- (ク) 施工業務完成後に施設の平面図等の完成図、主要機器一覧、機器完成図、機器説明書、試験・検査成績書、機器取扱説明書、主要機器保証書、備品・予備品一覧、官公署届出書類、設定表等を施設ごとに整理し、2部提出すること。このうち、完成図及び機器完成図は、紙面と電子データ（PDF 及び CAD データ）を提出すること。

- (ケ) 水道施設に関する事業契約書及び提案書を含めた全ての書類は、個人情報や印影等を除き基本的に開示できるようにすること。

イ 管路

- (ア) 水道管布設工事ハンドブックに従って設計及び施工をすること。
- (イ) 岡崎市上下水道局が承認した材料を使用すること。
- (ウ) 配水管口径は、最大流速が 1.0m/s 未満となるように計画すること。
- (エ) 給水取出しができるメーター口径は、「岡崎市水道事業給水装置工事設計施工指針」に示すとおりとする。
- (オ) 管種の仕様は、次のとおりとする。
- a φ13～50：ポリエチレン管（二層管、軟質 1 種）
 - b φ100～400：ダグタイル鋳鉄管 G X 形 S 種管（内面エポキシ樹脂粉体塗装）（φ400 の切管は、1 種管を使用すること。）
 - c 添架管、水管橋等：ステンレス管（SUS304）
- (カ) 仕切弁の仕様は、次のとおりとする。
- a φ50：ソフトシール仕切弁フランジ形（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
 - b φ100～φ300：ソフトシール仕切弁 G X 形（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
 - c φ400：バタフライ弁 G X 形（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
- (キ) 空気弁の仕様は、次のとおりとする。
- a 配水管口径 φ150～300：φ25 カムレバーロック方式空気弁 7.5K（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
 - b 配水管口径 φ400：φ75 カムレバーロック方式空気弁 7.5K（内面エポキシ樹脂粉体塗装）

ウ その他の施設

送水施設及び配水施設並びに機械設備及び電気計装設備を計画する場合には、それぞれ次の仕様によるものとする。

(7) 送水施設及び配水施設

- a 送水施設の運転方法は、配水池水位による自動制御とすること。
- b 送水施設の送水ポンプ台数は、2 台以上とし、自動交互運転とすること。
- c 送水施設を電気室とポンプ室に分ける場合、ポンプ室に現場操作盤を設置すること。
- d 送水施設には、追塩装置等の水質保全対策をすること。
- e 配水施設の構造は、力学的特性、容量、経済性、施工性、保守性を考慮して

決定すること。

- f 配水施設の消火用水は、関係機関との調整を行い、必要量を加算すること。
- g 配水池には、電磁流量計を設置すること。
- h 電磁流量計は、クランプオン式超音波流量計とすること。
- i 水位計は、水位が 0～10m の範囲の場合は静電容量式とし、それ以上の場合
は投げ込み式とすること。
- j 施設周辺の斜面又は法面が、地盤崩落による二次災害の恐れ又は水供給の支
障があると想定される場合には、斜面又は法面の補強等の対策をすること。
- k 薬品容器の破損、転倒、移動等の薬品漏洩による二次災害を防止する措置を
講ずること。
- l 施設の浸水対策及び土砂災害対策並びに施設内管路の凍結対策をすること。
- m 水位計の故障に備え、電極によるバックアップ運転ができるようにすること。
- n 施設外周をフェンスで囲うこと。フェンスは高さ 1.8m の溶融亜鉛めっきの
三段有刺鉄線とすること。門扉は両開きで、メンテナンス及び設備更新の際の
車両進入を考慮した大きさとすること。門扉を固定する落とし穴をつけること。
- o テレメータにより、仁木浄水場監視制御システムで遠方監視できるようにす
ること。監視画面、警報項目、記録表画面、記録表印刷等は、上下水道局の承
認を得ること。

(イ) 機械設備及び電気計装設備

- a 天井走行クレーン等軌道上に設置される機械設備の脱線防止対策すること。
- b 電気計装設備の停電対策をすること。
- c 送水施設と配水施設との通信は、メタルによること。
- d 電気計装設備は、P L C、シーケンサを使用しないこと。
- e 端子台は、水道プラットフォームへ接続し遠方監視ができるよう予備を設ける
こと。

③ 北アクセス道路工

- ア 市が令和 2 年度に実施する予定の詳細設計で作成する設計図書に基づき、工業団
地から真福寺町牛落交差点（県道 339 号 長沢東蔵前線との交差点）までの道路（北
アクセス道路）の施工を行うこと。
- イ 北アクセス道路工に要する費用は、市が令和 2 年度に実施する予定の詳細設計が
確定後、市と事業者で協議のうえ変更契約を行うものとする。ただし、当初契約に
は、「平成 28 年度 阿知和地区工業団地造成事業に伴う周辺道路検討業務 報告書」
を基にした概算事業費で締結することを予定する。

④ 橋梁架け替え工

- ア 市が令和２年度に実施する予定の詳細設計で作成する設計図書に基づき、井ノ口橋の架け替え（撤去・新設）及び西阿知和橋の撤去を行うこと。
- イ 橋梁架け替え工に要する費用は、市が令和２年度に実施する予定の詳細設計が確定後、市と事業者で協議のうえ変更契約を行うものとする。ただし、当初契約は、「平成 31 年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ予備設計業務 報告書」を基にした概算事業費で締結することを予定する。
- ウ 工事施工に先立ち、市が中日本高速道路株式会社等と協議を行う際は、協議資料の作成その他の支援を行うこと。
- エ 橋梁を架設し、又は撤去する際の通行止め期間は、１夜間（20 時～6 時）を基本とすること。また、下部工の施工等では、路肩規制を前提とすること。
- オ 工事施工にあたっては、飛散物や落下物のないよう十分に養生を行い、高速道路の安全について配慮した対策を講じること。

⑤ 準備工

- ア 準備工として、計画予定地内の雑草・ささ類・古根株等の除去を行う。
- イ 準備工の対象範囲は、現地調査等に基づき、事業者が設定すること。
- ウ 準備工発生物の処理については、事業者が責任をもって処理すること。また、発生物の現場内処分は認めない。伐採森林等については、市と協議のうえ、可能な限り売却等を図ること。ただし、伐採森林等の現場内の再利用は妨げないものとする。
- エ 市は令和２年度から令和４年度において、埋蔵文化財の発掘調査を予定しており、本事業の実施時点において、測量図と現況と相違があるものと想定される。測量図と現況に相違がある場合は、現地測量を実施のうえ現況を優先させること。

⑥ 土工

ア 土配計画について

- a 土工造成地内における切盛土量のバランスを取ることを前提として計画を行うこと。その際、造成協力地の土を活用すること。また、土配計画においては、本事業に含まない南アクセス道路の土量収支も考慮して行うこと。以下に、参考として、「平成 30 年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」をもとに整理した土量収支の一覧を示す。

【(参考) 土量収支一覧表】

単位：m³

業務分類	項 目	①	②	③	①-②+③
		切土 (換算後土量)	盛土	岩破碎収支	土量収支
宅地造成 業務	阿知和地区工業団地	2,043,985	2,519,376	25,975	-449,416
	上記、造成協力地	360,247	61,065	—	299,182
関連公共 整備業務	北アクセス道路	133,047	11,510	—	121,537
(本業務に含 まない)	南アクセス道路	38,160	440	—	37,720
	全体	2,575,439	2,592,391	25,975	9,023

- b 施工に際しては、常に切盛土量の管理を行い、工事全体の土量の過不足が発生しないよう努めること。なお、本事業で土量が不足する場合は、市内の公共工事で発生する残土の受入れについて前向きに検討すること。
- c 造成協力地の掘削等にあたり、提供できる土量が変更となった場合など、必要に応じて変更契約を行う予定とする。

イ 切土・盛土法面について

- a 切土・盛土法面は「都市計画法」、「森林法」、「砂防法」に係る各基準等に基づき計画するとともに、土砂災害警戒区域の指定基準に係る「傾斜角度が30度（1：1.8）以上、高さ5m以上」の回避等を考慮のうえ計画すること。以下に各基準の概要を示す。

【(参考) 切土法面勾配基準】

根拠法令	基準名	切土法面				備考
		土砂※ ¹	軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	
都市 計画法	岡崎市 開発許可に 適用される 技術的基準	35度 (1:1.5)	40度 (1:1.2)	60度 (1:0.6)	60度 (1:0.6)	法高5mごとに幅1～2mの小段を設ける※ ²
森林法	愛知県 林地開発 審査基準	35度 (1:1.5)	40度 (1:1.2)	60度 (1:0.6)	60度 (1:0.6)	土砂の切土高が10mを超える場合は、高さ5mないし10mごとに小段を設ける
砂防法※ ³	砂防 指定地内 行為技術 審査基準	1:1.5	1:1.2	1:1.0	1:0.6	直高5～10mごとに幅1m以上の小段を設ける。長大法面※ ⁴ には高さ20mごとに幅3m以上の小段を設ける

【(参考) 盛土法面勾配基準】

根拠法令	基準名	法面勾配	備考
都市計画法	岡崎市開発許可に適用される技術的基準	30 度(1:1.8)以下※5	法高 5m ごとに幅 1~2m の小段を設ける※2
森林法	愛知県林地開発審査基準	盛土高>1.5m 35 度(1:1.5)以下 (開発許可の基準によることができる)	土砂の切土高が 5m を超える場合は、高さ 5m ないし 10m ごとに小段を設ける
砂防法※3	砂防指定地内 行為技術審査基準	1 : 2.0 以上 盛土高は原則として 15m までとする。	直高 5m ごとに幅 1m 以上の小段を設ける

※1 土砂は、まさ土を適用

※2 宅地防災マニュアルの解説を参照

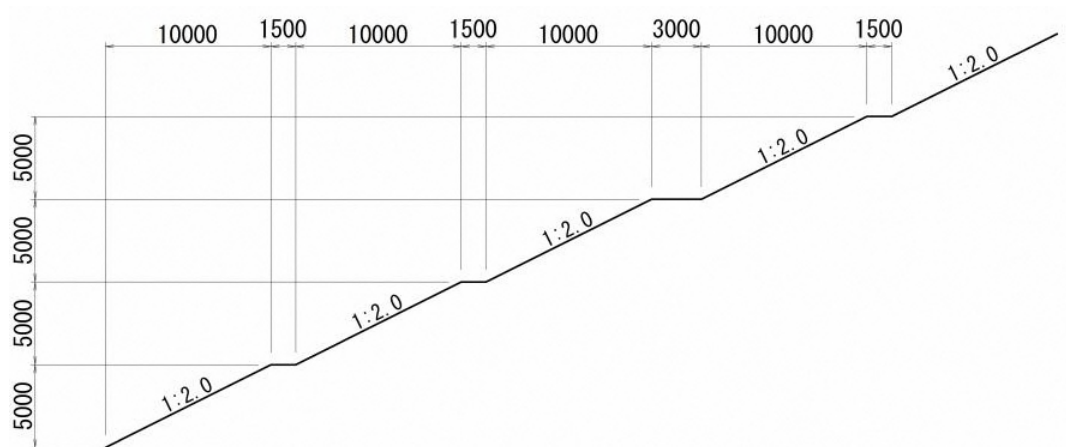
※3 砂防法は土質、土工の種類、切土の高さ等の諸元が明らかである場合を適用し、道路土工の「まさ土に対する標準法面勾配」の高さ 30m 以下の法面勾配を適用

※4 長大法面とは切土高 30m 以上をいう

※5 宅地造成等規制法に定義している「崖」に抵触しない勾配

- b 参考として、「平成 30 年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」における法面の標準定規断面図を以下に示す。

【(参考) 法面標準定規断面図】



ウ その他

- a 設計にあたっては、必要に応じて地質調査を実施し、土軟硬線を推定する等して、極力、施工中に設計変更が生じないように努めること。そのうえで、施工時に合理的に想定できない岩が発生した場合は、市の立ち合いのうえ土軟硬判定試験を行うとともに、設計変更について市と事業者で協議する。
- b 地質調査の結果により必要とされる場合は、軟弱地盤対策工を実施すること。

⑦ 擁壁工

- ア 擁壁は、準拠すべき諸基準にその使用が該当する場合及び有効な土地利用において必要とされた場合に計画すること。
- イ 擁壁は、基礎地盤の支持力を確認したうえ、各種基準に準拠した安定検討を行い、十分な安定性を有したものとすること。

⑧ 法面工

- ア 法面工は、法面整形・法面保護・法面点検昇降施設の計画をすること。
- イ 法面保護工法は、植生工を採用すること。ただし、施工時の現地の状況により植生工が適さないと判断した場合は、構造物による法面保護工を採用すること。
- ウ 植生工種については、計画法面の土質・表面水による侵食の可能性・気象条件等を考慮し、風化・侵食等を防止できる生育可能な工種を選定すること。
- エ 雨水等による崩落等が発生しない排水機能を十分に有した施工を行うこと。

⑨ 法面排水工

- ア 法面排水工は、法面上の全ての表面水、浸透水等を系統的に集水可能な排水処理施設の計画をすること。
- イ 使用材料については、準拠すべき諸基準を満足する材料を選定すること。
- ウ 施工に際しては使用材料の破損・漏水等が発生しないよう留意すること。

⑩ 雨水排水暗渠工

- ア 雨水排水暗渠工は、計画する調整池に接続することを原則とする。
- イ 調整池を経由せず地区外へ排水する場合は、市と協議の上、計画すること。
- ウ 暗渠の断面検討及び人孔設置間隔等については準拠すべき諸基準を満足する計画を行い、暗渠の土被り等については、想定荷重に対して使用管路の構造上その特性を侵さない範囲内での土被りを確保すること。

⑪ 事業排水暗渠工

- ア 事業排水暗渠工は、河川に直接放流する計画とすること。
- イ 暗渠の断面検討及び人孔設置間隔等については準拠すべき諸基準を満足する計画を行い、暗渠の土被り等については、想定荷重に対して使用管路の構造上その特性を侵さない範囲内での土被りを確保すること。
- ウ 断面検討においては、上水道の給水量（最大 1,200 t／日）を最大として、立地企業が入居後の事業排水等を考慮した検討を行うこと。

⑫ 調整池工

ア 調整池は、「平成 30 年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」に基づき計画すること。また、開発許可に適用される技術的基準（岡崎市建築部）、林地開発審査基準（愛知県農林水産部）、砂防指定地内行為技術審査基準（愛知県建設部）に基づくこと。

イ 調整池からの放流先河川は青木川及び真福寺川とし、調整池の計画流域は現況流域に近い形状にて極力、流域面積を変えないよう設定すること。また詳細については、河川管理者との協議を踏まえて、決定すること。

※現況流域は、添付資料 6 を参照のこと。

ウ 調整池の設置場所は、流末との取り合いを考慮したうえで選定すること。

エ 管理者以外の立入り防止対策を図ること。

オ 維持管理車両のための管理用道路を整備すること。

カ 周辺からの遮蔽及び周辺環境との調和を図る策を講ずること。

キ 工事完成後、引渡し時には必要な補修及び清掃を行うこと。

⑬ 流末水路工

ア 流末水路工は、調整池から流末河川への取付けまでの排水路（北側排水路等）の計画を行う。

イ 既設水路の改修の必要性を検討のうえ、必要に応じて改修整備を行うこと。

ウ 施工に際しては、計画縦断勾配を保持し、かつ材料ジョイント部からの漏水等が発生しないよう留意すること。

エ 各調整池からの排水について、県河川へ放流するにあたり、河川占用許可が必要となることから占用申請書類の作成等を行うこと。

⑭ 植栽工

ア 植栽工は、以下に示す計画を行うこと。

- a 造成森林配置に係わる計画
- b 遮蔽的要素が必要な施設周辺緑地に係る計画
- c 環境を配慮する上で必要と思われる緑地に係る計画

イ 森林率、緑地率等は、都市計画法（岡崎市開発許可に適用される技術的基準）、森林法（林地開発審査基準）、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（大規模行為届出）における、緑地率等、土地利用面積に関係する規定に従い計画すること。以下に、森林率、緑地率等に係る条件の一覧を示す。

【森林率、緑地率条件一覧表】

	森林率	残置森林	緑地率	保全緑地率	緩衝緑地
設計条件	25%以上	開発区域界から概ね 30m 内側の範囲は原則、残置森林とする	20%以上	5%	区域外周部：幅 20m 以上 工場用地外周部：幅 5m 以上
備 考			保全緑地を含む		

ウ 植栽工の施工においては、健全な樹木生育ができる土壌改良等も検討し、対応を講ずること。

エ 樹木は、地域の植生やその立地に合った樹種を選定すること。

オ 外来種・国内外来種等、その場の生態系を攪乱する可能性のある樹木・草本は利用しないこと。

カ 雨水・風等による倒木が発生しないよう対策を講ずること。

⑮ 仮設防災工

ア 開発区域内の仮設防災計画については、以下に示す検討を行うこと。

- a 防災小堤計画
- b 仮設沈砂池計画
- c 土砂流出防止計画
- d 暗渠排水計画

※地下水の状況により、管渠構造を使用する場合は、完成図に位置を明示すること。

- e その他必要とされる仮設防災計画

イ 仮設防災工は、工事施工中の土砂流出等の防止対策を行い、検討した防災施設が十分機能するよう施工すること。

3 調査業務の実施

事業者は、設計・施工にあたり必要に応じて測量、地質調査等の各種調査を実施すること。また、各種調査の結果は、市に提出すること。

4 設計業務の実施

設計業務に係わる業務内容を以下に示す。

(1) 工程表作成

調査・設計業務の着手時には、調査・設計業務に係る工程計画表を作成し、市に提出すること。

(2) 許認可の取得等に係る協議用資料

事業者は第1.6.(2).オ.(ア)に記載の許認可の取得等に係る協議用資料の作成を行うものとする。

(3) 設計図作成

次の設計図及びイメージパースの作成を行う。

- ① 位置図
- ② 土地利用計画図
- ③ 流域図
現況流域図
計画流域図（流域分割図を含む）
- ④ 各工種計画平面図
- ⑤ 標準横断面図
- ⑥ 横断面図
- ⑦ 縦断面図
- ⑧ 運土図（メッシュ法）
- ⑨ 調整池詳細図（一般図・断面図・構造図等）
- ⑩ 各種排水工詳細図（雨水排水工・法面排水工・道路排水工等）
- ⑪ 流末水路工詳細図
- ⑫ 水道施設工詳細図
- ⑬ 各工種構造図（仕様・規格等を明確にすること）
- ⑭ その他施工及び積算、許認可の取得等に必要な各種図面
- ⑮ イメージパース

(4) 数量計算書作成

関連公共整備業務及び宅地造成業務に係わる数量計算書を作成する。なお、数量計算書の作成においては、工事費積算に必要な全ての工種の数量を算出すること。

(5) 設計報告書の作成

- ① 関連公共整備業務及び宅地造成業務に係わる設計根拠・準拠基準等が明確に把握できる設計報告書を作成すること。
- ② 重要構造物等については、必ず構造計算書を作成すること。
- ③ 設計報告書の内容を以下に示す。

【設計報告書の内容】

設計検討報告書の内容	
1	土地利用計画（平面計画）検討
2	縦断計画検討
3	横断計画検討
4	仮設防災設計検討
5	調整池設計検討
6	準備工（伐開）計画検討
7	土量配分計画検討
8	擁壁計画検討
9	法面計画検討（法面保護計画含む）
10	法面排水計画検討
11	雨水排水計画検討
12	事業排水計画検討
13	流末排水計画検討
14	水道施設計画検討
15	植栽計画検討
16	道路構造計画検討
17	道路附属施設計画検討
18	道路安全施設計画検討
19	道路排水計画検討
20	緑地計画検討
21	許認可の取得等に必要な検討
22	その他必要な計画検討

(6) 成果品の提出

本設計業務に係わる以下の成果品を製本し、各々3部を市に提出すること。

- ① 設計報告書（構造検討書含む）
- ② 数量計算書
- ③ 設計図（A-1サイズ）
- ④ 設計図（A-3サイズ）
- ⑤ 要求水準チェックリスト

5 施工業務

(1) 施工計画書の作成

- ① 着工時には、岡崎市公共工事特記仕様書に基づき、施工計画書を作成し市に提出すること。
- ② 着工から施設の引渡しまで、具体的かつ妥当なスケジュールを作成すること。
- ③ 当初計画の内容から追加変更等が生じた場合は、変更施工計画書を作成し、市に提出すること。

(2) 施工に係わる基本事項

① 適切な現場管理

- ア 事業者は、関係法令、施工計画書を遵守し、工事の施工を行うこと。
- イ 工事現場には、施工記録を常に整備しておくこと。
- ウ 市が必要としたときは、何時でも工事現場での施工状況の確認ができるものとし事業者はこれに協力すること。
- エ 工程管理を厳格に行い、引渡し予定日以前に確実に工事を完了させること。

② 工事中の安全対策

- ア 事業者は、工事中の具体的な事故防止対策を立案するとともに、現場作業員に周知・徹底させること。
- イ 本工事場内への関係者以外立ち入り防止するなど、第三者の安全を確保するための対策を講ずること。
- ウ 振動を伴う発破については、特に安全対策に留意するとともに、関係機関及び地元住民と十分な協議、調整を行ったうえで使用すること。
- エ 隣接する物件や、道路等に損傷を与えないよう留意すること。工事中に汚損、破損をした場合は市に報告するとともに、事業者の負担において補修及び補償を行うこと。

③ 工事に伴う建設公害対策

- ア 騒音・振動が発生しやすい作業については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、工事作業に係わる騒音振動の低減を図るとともに、遮音壁等の対策を講ずること。
- イ 本工事で使用する建設資材等は、現場内に仮置する場合、シート等で覆うなど適切な措置を講ずること。
- ウ ほこり等が発生する恐れがある場合は、適時散水等による防塵対策を行うこと。
- エ 近隣に農業用地があるため、農業用水の供給に支障をきたさないよう留意すると

ともに必要な対策等を講じること。

④ 工事車両の通行等

ア あらかじめ周辺道路の状況を確認のうえ、工事車両の通行によって渋滞等が想定されるような経路や時間帯等の通行は避けること。

イ 場内に工事用道路を設置すること。工事用道路は、通過車両による不等沈下等の恐れがないように十分に締固めること。また、必要に応じて砕石補充等を行い、良好な状態を保つこと。

ウ 工事車両による事故を防止するため、交通安全講習を実施するなど、関係者への啓発に努めること。また、安全のため必要な交通誘導員を適正に配置すること。

エ 工事車両は、足洗い場にて構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した上で、工事用車両出入り口を通過すること。

オ 工事車両は、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを徹底すること。

⑤ 地域住民への配慮

ア 事業者の責任において、地元住民への工事内容の周知や説明を十分に行うものとする。

イ 地元住民等から本工事に関し、事業者が問合せや苦情を受けた場合には、誠意をもって対応するとともに、市に報告のうえ解決にあたること。

⑥ 残存工作物の撤去

用地内に本工事の障害になる残存工作物等があった場合は、市と協議のうえ事業者にて撤去処分すること。

⑦ 建設廃棄物の抑制及び適正処理

工事により発生した廃材のうち、再生が可能なものについては積極的に再資源化を図ること。また、破棄物の処分は、事業者の責任において適性に処理すること。

⑧ 土軟硬岩判定試験等の実施

事業者は土軟硬線判定のための試験及び必要な資料作成を実施し、市の確認を受けること。その結果を踏まえ、必要に応じて契約金額の変更を行うものとする。

⑨ 近隣工事との施工調整

市が別途実施する南アクセス道路及び西アクセス道路整備等の近隣工事との施工調整を行い、各工事が遅滞なく完了できるよう協力すること。

(3) 工事中の環境影響調査実施

- ① 事業者は、「平成 27 年度～平成 28 年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務 報告書」に基づき、自らの費用で工事中の環境影響調査（大気汚染（N02、SPM）、水質汚濁（濁度、pH）、騒音、振動）を実施のうえ評価及び必要な対策を行うこと。
- ② 猛禽類調査は、市が実施する。

(4) 完成図等の作成

宅地造成後の最終的な完成図及び道路台帳、その他資産管理台帳等の作成を行うこと。
なお、道路台帳、その他資産管理台帳の作成方法等は、市の指示に従うこと。

(5) 確定測量の実施【別途、追加変更を予定】

- ① 確定測量を実施し、丈量図の作成を行うこと。
- ② 国土調査法第 19 条第 5 項指定申請を受けるため、必要書類の作成を行うこと。

(6) 工事完了の確認

- ① 工事を完成したときは、土木工事標準仕様書及び岡崎市工事検査要領に基づく、完成検査を受けること。完成検査の合格をもって工事の完了とする。
- ② 検査の日程等については、市と協議の上決定する。
- ③ 引渡し後、工事目的物に瑕疵がある場合は、市の提示する期間内に修補すること。
- ④ 工事の完了時には、許認可の取得等の変更申請に係る資料作成を行うこと。

第3 維持管理業務の要求水準

本要求水準は、工事完了後の3年間の維持管理業務を実施するにあたり考慮すべき最低基準の仕様を示すものである。したがって、記載する要件以外で必要と思われる管理項目については、事業者が検討し、提案すること。

1 維持管理業務の概要

維持管理業務は、維持管理計画書を事業者が作成し、同計画書に沿った維持管理業務を行うものである。なお、土地売買契約を締結した分譲区画については、維持管理業務の対象から除外する。

2 維持管理業務に係わる技術的要件

(1) 分譲区画内の管理

- ① 分譲区画の出入口には、施錠が行える構造とした侵入防止柵を設置し、車両等の侵入を防止する措置を講ずること。
- ② 侵入防止柵の施錠に使用する鍵は、維持管理業務期間中は事業者及び市の双方が保有するものとし、事業者は業務終了時に市に返却する。

(2) 除草・清掃の管理

- ① 分譲区画、法面等に係わる除草・清掃を行うこと。
- ② 雑草を出穂以下の状態に保つこと。
- ③ 雑草等により景観向上機能を阻害しない状態を保つこと。
- ④ 除草剤を使用する場合は、植栽樹木等に薬害を生じさせないこと。
※使用する場合は、薬害等の安全性に問題がないことを証明する資料を市に提出し、承認を得ること。
- ⑤ 除草・清掃の頻度は、年2回を予定しているが、雑草の発生を抑制する方策を施している場合はこの限りではない。

(3) 法面植生の管理

法面保護工として施工した植生が発芽成長しない場合もしくは、枯死・成長不良が生じないようにすること。(枯死・成長不良等が発生した場合は、事業者が再施工を行うこと。)

(4) 樹木の管理

- ① 植栽樹木の管理は以下に配慮し行うこと。
 - ア 樹形の均整を保つこと。
 - イ 建築限界・用地境界を侵さない状態を保つこと。
 - ウ 機能・視距機能等を侵さない状態を保つこと。
 - エ 枯死・成長不良が生じないよう樹木の健全な生育状態を保つこと。（枯死・成長不良等が発生した場合は、事業者が再施工を行うこと。）
- ② その他岡崎市森林整備計画に沿った適切な管理に努めること。

(5) 排水施設の管理

- ① 排水施設の通水断面の欠損が生じない状態を保つこと。
- ② 排水施設の漏水等、排水機能の低下が生じない状態を保つこと。

(6) 道路の管理

- ① ポットホール等舗装面が破損していない状態を保つこと。
- ② 利用者に危険を与えない路面状態を保つこと。
- ③ 道路附属施設、道路安全施設等について、汚れや破損等によりその機能を低下させない状態を保つこと。

(7) 調整池の管理

- ① 土砂等の堆積により、調整池容量を低下させない状態を保つこと。
- ② 管理者以外が侵入できない状態を保ち、安全が確保された状態を保つこと。

(8) 土砂、廃棄物等の処分

前述(1)～(7)の業務の実施にあたり発生した土砂、刈り草、剪定枝、廃棄物等は事業者の責任において、適正に処分すること。

3 維持管理の巡回

路面の破損・障害物の撤去・建築限界の確保・構造物の破損等常に留意して管理するため、巡回を行うこと。なお、巡回は、定期巡回と異常時巡回の2つの方式について実施すること。

(1) 定期巡回

1ヶ月に1回以上実施すること。

(2) 異常時巡回

異常気象等が発生した場合に、自らの安全を確保したうえで異常時が解消されるまでの期間、実施すること。

4 維持管理計画書の作成

維持管理業務の着手時に、維持管理計画書を作成し、市に1部提出し承認を得ること。
なお、維持管理計画書には、次の内容を記載すること。

- (1) 年度別管理作業計画
- (2) 月別管理作業計画
- (3) 本要求水準を満足する点検項目のチェックリスト作成
- (4) 使用機械・作業人員・資材計画
- (5) 組織・連絡体制計画
- (6) 巡回計画

5 中間報告書の作成

維持管理業務に係る実施状況、維持管理の記録等を中間報告書として、四半期に1回（6月、9月、12月、3月を原則とする。）の頻度で作成し、市に1部提出する。なお、中間報告書には、次の内容を記載することとする。

(1) 維持管理作業実績

維持管理計画書との対比を行うこととする。

(2) 維持管理業務報告

維持管理作業を行った時間・場所・作業内容・作業人員・使用機械等を報告すること。
また、作業状況写真を添付すること。

(3) 巡回管理報告

巡回を行った時間・場所・作業内容・作業人員・使用機械等を報告すること。また、作業状況写真を添付すること。

(4) 変更調書

当初計画との相違がある場合は、その理由及び内容を記載した調書を作成すること。

6 年間報告書の作成及び現地検査

事業者は維持管理業務期間中の毎年度において、年度終了後速やかに、年間報告書を作成し、市に1部提出する。年間報告書は、中間報告書をもとに年度を通じての業務実施結果をとりまとめたものとする。

また、各年度の終了時（年間報告書の提出後）に、事業者の立会のうえ、市による現地検査を実施し、適正な状態が保持されているか確認を受けること。

7 維持管理業務完了時の措置

維持管理業務完了時には、次の措置を行うこと。また、完了検査として、6に規定する現地検査と併せて、完了時の措置が適切に行われているか確認を受けること。

- (1) 調整池の沈砂土砂を除去すること。
- (2) 法面排水工の土砂等の除去を行うこと。

第4 企業誘致支援業務の要求水準

本要求水準は、企業誘致支援業務（最長7年間3ヶ月、分譲地が完売となった時点で終了とする。）にあたり考慮すべき最低限の仕様を示すものである。したがって、記載する要件以外で必要と思われる項目については、事業者が検討し、提案すること。

1 業務概要

企業誘致支援業務は、阿知和地区工業団地の概要を分かりやすく効果的に発信し、阿知和地区工業団地の認知度の向上と企業誘致の推進を図ることを目的として、宣伝資料の作成を行うものである。

2 宣伝資料の作成

(1) パンフレットの作成

- ① パンフレットの作成は、設計業務完了時及び施工業務完了時の2回を想定する。パンフレットの規格はA3サイズ裏表とし、印刷部数は各3,000部とする。

ア 設計業務完了時

- a 設計図及びイメージパースを活用して作成する。
- b 事業スケジュールや整備計画の概要等を示した認知度向上に資する内容とする。

イ 施工業務完了時

- a 竣工写真（航空写真）等を活用して作成する。
- b 阿知和地区工業団地の操業環境や魅力、市の助成金制度等をアピールし、企業誘致の促進に資する内容とする。

- ② パンフレットの詳細な内容及びデザインは、市と協議のうえ決定するものとする。
文字、図表、写真、イラスト等を効果的に配置する等、見やすい編集に留意すること。
- ③ パンフレットに用いる写真や資料については、事業者が作成したものを基本とするが、必要に応じて市が所有するものを提供する。
- ④ 市が必要とした場合には、事業者は、パンフレットのデータを市に提供すること。

(2) ホームページの作成

- ① 阿知和地区工業団地に関するホームページを開設し、事業期間を通じて事業概要、進捗状況、分譲状況等を随時発信すること。
- ② ホームページの制作及び運用に必要なサーバー等については、全て事業者において準備すること。
- ③ 企業誘致支援業務期間中に、情報漏洩、不正な改ざん等が発生しないよう、保守管理を行うこと。

- ④ ホームページは、利用者が必要とする情報に容易にたどり着けるよう留意する。内容及びデザインは市と協議のうえ決定する。
- ⑤ パソコン及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用対応を考慮したうえで作成すること。

(3) その他必要とする宣伝資料の作成等

その他、認知度の向上、企業誘致の促進を図るうえで、必要とされる宣伝資料の作成等を行う。

3 企業誘致支援業務完了時の措置

企業誘致支援業務完了時には以下の措置を行うこと。

- ①パンフレットのデータ及び印刷物は、全て市に引渡すものとする。
- ②ホームページの引渡し等については、市と協議のうえ決定する。